

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐井村は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐井村長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。 番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	健康管理システム、予防接種システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項番10、88 番号法第19条16号、6号 番号法第9条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二項番17、18、19、115-2、16-2 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[課題が残されている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへの入力、担当職員による手入力が主である。入力後のチェックにより、人為的リスクを回避する。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムは、権限のないものの使用は不可能であるが、紙ベースの情報は倉庫へ移動させ保管している。職員による持ち出し以外、流出は不可能である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 間山英伸	課長 中村昭彦	事後	人事異動により
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年1月15日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年1月15日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 中村昭彦	住民福祉課長	事後	様式変更により
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和2年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	佐井村住民福祉課	福祉健康課	事後	課名変更により
令和2年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民福祉課長	福祉健康課長	事後	課名変更により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>	事後	業務内容の追加により
令和3年3月15日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番10	番号法別表第一項番10、88	事前	業務内容の追加により
令和3年3月15日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第二項番17、18、19	番号法別表第二項番17、18、19、115-2	事前	業務内容の追加により
令和3年12月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うとともに、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	業務内容の追加により
令和3年12月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、予防接種システム	健康管理システム、予防接種システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	業務内容の追加により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月13日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番10、88	番号法別表第一項番10、88 番号法第19条16号、6号	事前	業務内容の追加により
令和4年3月7日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番10、88 番号法第19条16号、6号	番号法別表第一項番10、88 番号法第19条16号、6号 番号法第9条第1項	事前	業務内容の追加により
令和4年3月7日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第二項番17、18、19、115-2	番号法別表第二項番17、18、19、115-2、 16-2 番号法第19条第8号	事前	業務内容の追加により
令和4年3月7日	II しいき値判断項目1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	業務内容の追加により
令和4年3月7日	II しいき値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和4年3月7日	II しいき値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うとともに、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。また、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、予防接種を行うとともに接種事務の報告、接種記録の管理等を行う。</p> <p>番号法において、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>	事後	記載事項の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③システムの名称	健康管理システム、予防接種システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、予防接種システム	事後	記載事項の見直し
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/1. 対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/2. 取扱者数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断根拠		健康管理システムへの入力、担当職員による手入力为主である。入力後のチェックにより、人為的リスクを回避する。	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		健康管理システムは、権限のないものの使用は不可能であるが、紙ベースの情報は倉庫へ移動させ保管している。職員による持ち出し以外、流出は不可能である。	事後	新様式対応